

ガイドライン作成にあたっての基本的考え方について

ガイドラインは、事業引継ぎ支援事業の手続きフロー毎に、関係者（売り手、買い手、センター、仲介業者、商工会議所、商工会、全国中小企業団体中央会、弁護士・公認会計士・税理士等士業法人等専門家）がとるべきアクション、留意点等を記すもの。

その際、国の事業にとどまらず、一般的な事業も視野に入れた内容とする。（ただし、中小企業向け事業引継ぎは現時点では、実態上マーケットが存在しないことから、今回のガイドラインは主として国の事業を念頭に置いたものとする。）

ガイドラインは、専門家の業務上の参考になるような専門的な内容を含むものとし、他方、別途作成するパンフレット、チラシについては、中小事業者にとってわかりやすいものとする。